

Title	学会委員に関する附則 慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1951
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.44, No.5 (1951. 5) ,p.254(76)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19510501-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

身の頭腦を整理することが必要であると強調してゐる。

以上が歴史家・人類學者及び社會學者の三論文より成る本書の概要である。本書においては個人記録の定義が中心となつてゐる。素よりその定義は報告者によつて相違してゐる。ただ若しそれ等の定義における共通の部分のみ採るならば、個人記録とは「或る意味で記録の作者である誰かの人格なり個性なりが現はれてゐるもの」従つて「記録の讀者がこの作者やその記録の關係する事件についてのこの作者の見解を知るのに恰好なもの」(cf. P. 11)と云ふことにならう。

(一九五〇・一二・二〇稿)

學會會員に關する附則

本會に特別會員と賛助會員をおく。

- 一、特別會員 慶應義塾關係者で本會の主旨に賛同し、會員二名以上の推薦と、委員會の承認を得た者。但し年額金千二百圓の會費(二期分納も可)を納める者。
- 一、賛助會員 本會の主旨に賛同し委員會の承認を得た者。但し年額三千圓以上の賛助金を提出する者。

特別會員および賛助會員は、會則第三條に規定された諸事業に参加し、機關紙「三川學會雜誌」の無料配布を受けることができる。

右會則に基き委員會の承認を得た

賛助會員(敬稱略)

- 福原千二(港區麻布飯倉六ノ一四ノ六)
- 濱井憲一(臺東區黒門町二十二)
- 金子佐一郎(中央區木挽町三ノ四、十條製紙株式會社)
- 岡部長二(鎌倉市長谷二四一七)

慶應義塾經濟學會々則

第一條 本會は慶應義塾經濟學會 (The Keio Economic Society) と稱する。

第二條 本會は經濟學の研究及びその奨励、普及並びに會員相互の親睦を圖ることを目的とする。

第三條 本會は前條の目的を達成するため次の事業を行ふ。

- 一 研究會の開催
- 二 機關誌「三川學會雜誌」及びその他研究成果の刊行
- 三 講演會、資料展覽會の開催
- 四 他の學會及び諸團體との連絡
- 五 その他本會の目的を達成するため適當と認める事業

第四條 本會は慶應義塾大學經濟學部所屬專任者のうち經濟學を専攻する者を以て組織する。

第五條 本會に左の役員を置く。

- 一 會長 一名
- 二 顧問 若干名
- 三 委員 若干名
- 四 監事 二名

第六條 會長は慶應義塾大學經濟學部長とする。顧問は會長が依囑する。委員及び監事は總會に於て會員の互選

慶應義塾經濟學會々則

によつて定める。

第七條 會長は本會を代表し會務を總理する。顧問は會長の諮問に應ずる。委員は委員會を組織し會務を執行する。監事は會計を監査する。

第八條 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九條 會長は年一回總會を招集する。但し必要に應じ臨時總會を招集することができる。

第十條 會員は年額金一千二百圓の會費を納める。

第十一條 會員は機關誌「三川學會雜誌」及び其他本會刊行物の配布を受けることができる。

第十二條 本會の經費は會費、賛助金、補助金及び其他の收入を以て之に充てる。

第十三條 本會の會計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第十四條 本會々則の變更は總會の決議による。

第十五條 本會の事務所は慶應義塾經濟學部研究室内に置く。

經濟學會委員

- 藤林敬三 高村象平 小池基之
- 山本 登 遊部久藏 服部謙太郎
- 白石 孝 安川正彬 福岡正夫
- 白神俊彦 黒川俊雄 飯田 鼎
- 高橋吉之助